

相続ってどう準備 すればいいの？

お役立ち情報③

相続トラブル事例と理由を知って対策を考えましょう！

2024.2.1

小川FP・行政書士事務所

あいちライフサイクルマネー

小川 佳宏

家族仲いいけど、お父さんの相続でトラブルにならないかしら。

お父さんがガンで入院しているのよ。余命が1年といわれたわ。万が一、相続になったらどうしよう。

ご主人の財産がどれくらい何がどこにあるか知ってるの？

知らない。全部、自分で管理してきた人だから。

危険ね、それ。相続トラブルの典型事例かもよ。

いやよ、そんなの。家族で仲いいけど、相続なんかで仲が悪くなったら困るわ。どうしよう。

まず、ご主人に財産目録を作成してもらおうことよ。なかなか言いにくいことだけど、やっておかないと後で大変よ。特に家族が財産を探し出すことは。



家族仲いいけど、お父さんの相続でトラブルにならないかしら。

そうね、一度、頼んでみるわ。

ご家族、お子さんは何人いるの？

3人よ。子供たちもお父さんの相続のことは考えていないと思うわ。

$3000\text{万円} + 600\text{万円} \times 4\text{人} = 5400\text{万円}$ までは相続税がかからないのよ。

お父さん、資産運用もやっていたのもっとあると思うわ。自宅や投資用のマンションも持っているようなの。

そう、うらやましいわ。まず、財産目録を作成してもらって、家族間で話し合いね。なかなか言いづらいけど、専門家入れて話し合えばいいわよ。



家族仲いいけど、お父さんの相続でトラブルにならないかしら。

わかったわ。誰に頼めばよいか。

トラブルを避ける対策をたてる時はファイナンシャルプランナーや行政書士、税理士が詳しいわよ。相続に強い弁護士もいるけどトラブルになった際に頼む場合は心強いかも。相続トラブルは是非とも避けなければダメよ。

トラブルってどういうのがあるの？

だいたいパターンが決まっているのよ。人に関するトラブル、相続財産の分割に関するトラブル、手続に関するトラブル。人間の業は欲が深いからね、だから、だいたいパターンが決まっているのよ。みんな自分に有利に考えがちね。

家族なんだから、話し合えばいいのにね。

そのとおり、でも遺言書はきちんと作成してもらわないといけないわよ。その前にどこに何があるのか、紙に書いておいてもらってね。



家族仲いいけど、お父さんの相続でトラブルにならないかしら。

そうね、自分で探すのって大変そう。銀行預金通帳とキャッシュカード、生命保険証書、証券会社からも何か郵便物がきてたわ。そういえば、銀行の貸金庫とかなんとかいってたわ。
あ、そうだ、アパートの権利証ってどこにあるのかしら。

あらあら、一番、あぶないパターン。万が一のことが起こってしまったら、お葬式でしょ、いろいろ役所への手続関係、49日の準備、てんてこまいよ。もし、御主人、借金の方が資産より大きければ相続放棄の手続は相続開始後、3か月よ。お役立ち情報①でも説明したけど覚えてる？

覚えているわ。多分、借金はしていないと思うけど、アパート建築した時の借金、残っているのかしら。

まあまあ、心もとないわね。絶対、御主人に聞いておかないといけないわよ。後、もし、認知でも入ってきたら銀行預金も凍結されるから、ちゃんと、キャッシュカードの暗証番号とかも聞いておくといいわよ。

そんなの教えてくれるかしら。

これから、典型的な相続上のトラブル事例をいくつか紹介するから、もしあてはまりそうだったら、早めに対策しておくべきね。



本日、是非、知っていただきたいこと

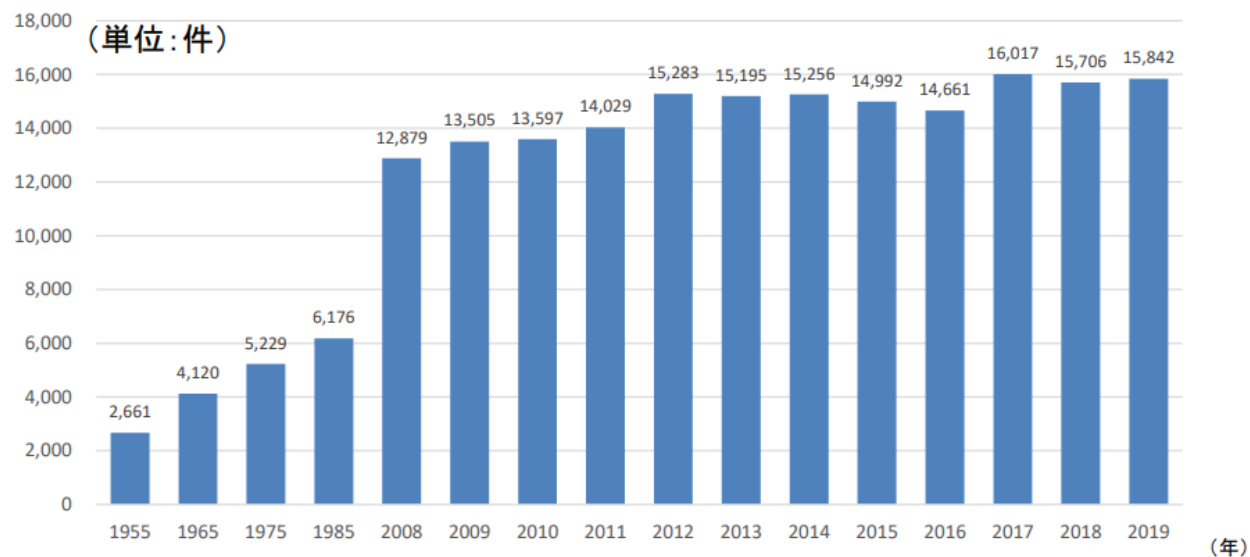
1. 人、財産の分割方法、手続を原因とした相続トラブルは凡そパターンが決まっています。それを知って事前に対策をたてる必要があります。
2. 財産を残す人と相続する人の間で、事前に話し合い対策をとることで多くのことは解決されるはずです。
- 3 事前の対策は、専門家を入れることでの的確に対策が立てれます。
4. 相続人間で仲良く財産を納得して分割し、有難く使わせてもらいましょう。

相続トラブルの統計

トラブルは5000万円以下の場合が75%、トラブルは決して富裕層だけではなく、むしろ一般家庭の問題です。件数は毎年増加傾向でトラブルにならない事前の対策が重要です。

	遺産総額	件数	割合
1位	5,000万円以下	3,097	42.87%
2位	1,000万円以下	2,448	33.88%
3位	1億円以下	780	10.80%
4位	5億円以下	490	6.78%
5位	5億円超	42	0.58%
	算定不能・不詳	367	5.08%
	総数	7,224	

■ 遺産分割事件（家事調停・審判）の新受件数の推移



【出所】最高裁判所「令和元年司法統計年報 家事編」第52表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割しない」を除く）

【出所】厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計（確定数）の概況」
最高裁判所「令和元年司法統計年報 家事編」第2表 家事審判・調停事件の事件別新受件数

家裁の調停件数/令和元年死亡者数
= 15,842件 / 約138万人 = 約 1.15%

トラブル事例

トラブルは人の欲、感情と相続ルールの無知に起因していることが多いです。トラブルを避けるには相続のルールを理解した上で、生前の準備が大切でご家族の間の理解や時にはお互いの譲り合いも大切です。

人に関するトラブル

法定相続人と
代襲相続

離婚、内縁関係と子、養子

放棄、欠格

相続財産の
使い込み

寄与分と
特別受益

生前贈与

相続財産の分割に関するトラブル

相続財産の
存在、評価

実家の不動産
賃貸不動産

借入金

遺留分侵害

事業承継
(個人、法人)

非上場会社
株式

会社の土地
建物

民法の遺留分
除外

相続の偏在

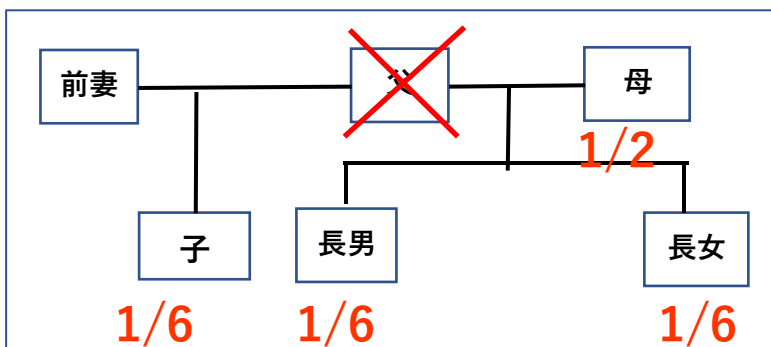
手続に関するトラブル

遺言書と遺産
分割協議書

申告期限

遺留分（※）を考慮した遺言書が必須です。前妻の子への遺留分は支払う必要があります。

相続人関係図



遺留分（※）
民法で規定されている最低限保証されている相続の取り分。子は**法定相続分の1/2**です。

相続財産

現金： 5000万円
有価証券 2000万円
自宅： 建物1000万円
土地4000万円

トラブル原因

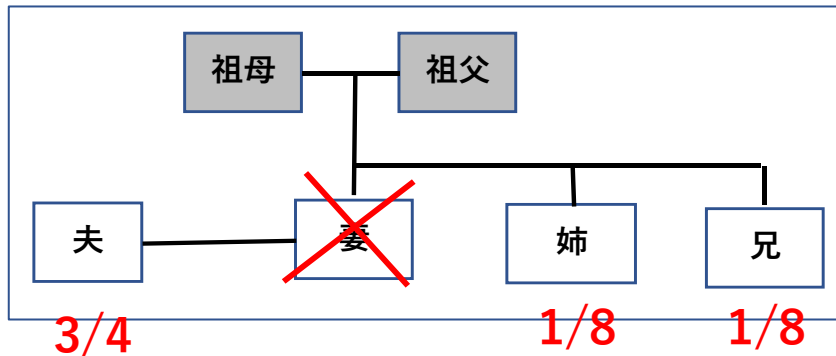
- ・父が子に離婚歴や前妻の子の存在を後妻の子に知らせていなかったため、突然現れた前妻の子の出現により相続トラブルに発展してしまった。
- ・**法定相続分の減少**
1/4 ⇒ 1/6 となり1/12
(=1000万円) 相続分が少なくなる

解決策

- ◆父が前妻の子のことを家族に知らせて**遺言書**の作成が必須です。
- ◆感情的なことで、顔を合わせたくない場合でも、**遺留分を考慮した遺言書**を作成しておき、**遺言執行人**（例えば長男を遺言書で指定しておく）が遺言を執行することでスムーズな遺産分割ができます。

配偶者の兄弟に財産を渡したくない場合も遺言書が必須です。

相続人関係図



子供がいないし、祖父母は既に既に死亡しているため、法定相続人は**妻の兄弟姉妹**（第3順位）になります。

相続財産

現金： 5000万円

有価証券 500万円

区分賃貸

マンション：建物500万円
土地100万円

トラブル原因

・妻の兄弟から相続財産の1/3（法定相続分は1/4）を要求された。普段、付き合いのない姻族で顔も見たことがない。

解決策

◆妻（被相続人）が**遺言書**を書いておきましょう。夫に全ての財産を相続させる遺言書があると、**遺留分のない兄弟姉妹には財産が渡りません**。これにより全ての財産は夫が相続することができます。

◆遺言書がないと法定相続分の1/8*2人分の相続財産の分割が必要になってきます。

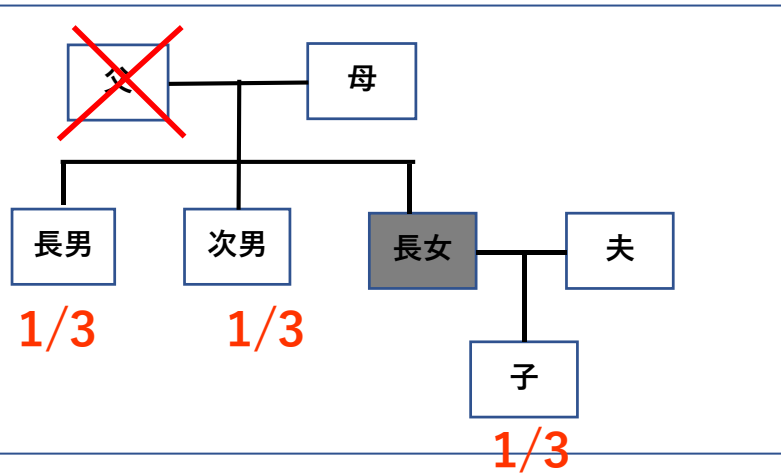
◆知らない人と遺産分割協議をするのはストレスになります。

トラブル事例3：相続財産がどこにどれだけあるか不明

相続財産の分割
に関するトラブル

財産目録と遺言書の作成をしておきましょう。相続人が一から財産調査をすることは大変なことです。

相続人関係図



代襲相続

相続財産

- ・母も家族も父の財産がどこにどれだけあるかわからない。
- ・一部の家族に特別な利益を与えていた。

トラブル原因

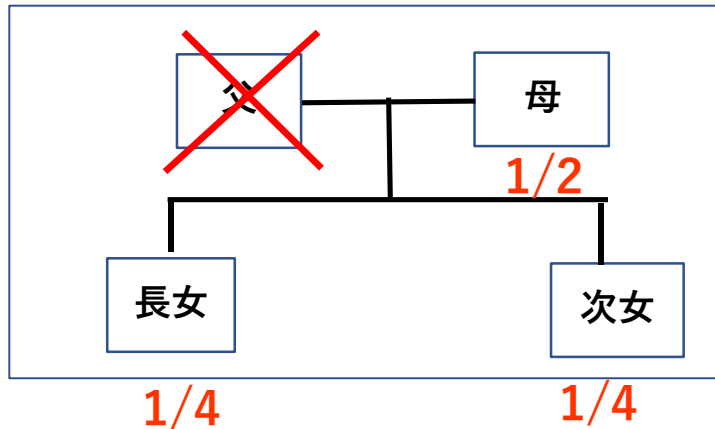
- ・財産の洗い出しに時間がかかり、相続税の申告に間に合わない。
- ・借金をしているのか、誰かの連帯保証人になっていないか不明。

解決策

- ◆父（被相続人）が**財産目録、遺言書、エンディングノート**を作成しておくこともいい考えです。
- ◆通帳、銀行通帳、証券会社、法務局の登記記録、固定資産の課税通知書、不動産の権利書、**パソコンの中の情報、連帯保証人の契約書、信用情報機関等**を確認して目録を相続人で協力して作成する。
- ◆一部の家族に**特別な利益**を与えていた場合、その理由と想いも遺言書で一言添えておきましょう。

公正証書遺言や自筆証書遺言の法務局での保管制度を利用しましょう。

相続人関係図



相続財産

- ・ 現預金 1500万円
- ・ 自宅 3000万円

トラブル原因

- ・ 父の遺言書が次女にかなり有利な内容であり、長女はほんの少しの現金しか相続させない内容であった。
- ・ 次女は父と仲良いが、最近、父は認知が出だしており、長女は、次女が父に次女に有利な遺言書を書かせたので無効といっている。

解決策

- ◆ 認知になる前に、父が**公正証書遺言**や、**自筆証書**でも形式チェックをしてくれる法務局の保管制度を利用して、法的に有効な遺言書を作成しておきましょう。
- ◆ 内容は、相続人全員のことを考慮して**遺留分に配慮した遺言書**にしておくべきと思います。
- ◆ 父の意思として次女に多めの財産を残したいのであっても長女の遺留分 $1/4 * 50% = 1/8$ の**相続分を指定**しておきましょう。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします。

◆ 家族信託支援

家族信託契約、移行型任意後見契約を作成をします。

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー